1. 本論文の構成

本論文の構成は、以下のとおりである。

第1章 問題の所在と本論文の構成

第1節 なぜ会計利益と課税所得の差額を取り扱うのか

第2節 分析の枠組み

第3節 本論文の構成

第2章 財務会計基準と税法計算規定の変遷

第1節 財務会計基準と税法計算規定の関係

第2節 確定決算型の調整

第3節 分離独立型の志向

第4節 確定決算主義の意義と問題

第5節 まとめ

補論:税効果会計の概要

第3章 会計利益と課税所得の差額の実態

第1節 はじめに

第2節 会計利益と課税所得の差額の決定因子は何か

第3節 リサーチ・デザイン

第4節 単一変量分析

第5節 多変量分析

第6節 追加分析

第7節 まとめ

第4章 法人税等調整額と経営者の利益調整

第1節 はじめに

第2節 経営者の利益調整をめぐる研究蓄積と仮説の設定

第3節 リサーチ・デザイン

第4節 分析結果

第5節 まとめ

第5章 繰延税金資産と日本企業の保守的会計行動

第1節 はじめに

第2節 保守主義の合理性

第3節 保守的会計行動の実証的評価

第4節 繰延税金資産と会計利益の持続性

第5節 繰延税金資産と将来利益及び将来リターン

第6節 まとめ

第6章 会計利益情報と課税所得情報の有用性

第1節 会計利益と課税所得のリンケージ

第2節 先行研究と仮説設定

第3節 リサーチ・デザイン

第4節 分析結果

第5節 株式市場における課税所得情報の役割

第7章 結論と課題

第1節 はじめに

第2節 分析結果の要約

第3節 本論文の結論と示唆

第4節 残された課題

2. 本論文の目的と問題意識(第1章)

本論文の目的は、会計利益と課税所得の差額(Book-Tax Differences、以下BTD)に焦点をあて、日本企業の会計実務の実態を明らかにすることにある。なぜいまBTDを取り扱うのか。その理由は3つある。

1つは、日本の会計制度の基盤を成す確定決算主義を再検討する必要があるという理由である。日本における確定決算主義の議論は1990年代半ばにその廃止の是非を巡って展開された。その結論はいまだ出ていないが、実際には1998年度税制改正によって税法会計は証券取引法会計や商法会計といった企業会計と袂を分かち、米国と同じように独自路線を歩むようになった。しかし最近になって、財務会計基準と税法計算規定の一致性に関する論争が米国で起こった。この論争の主たる論点は近年の会計不信の原因である経営者の利益調整(earnings management)を削減するために、財務会計基準と税法計算規定を一致させて

はどうかという提案にある。両者を一致させると会計利益の増加は課税所得の増加を招き、利益調整に対する経営者のインセンティブは軽減されると考えられる。このような米国の議論に照らせば、日本の確定決算主義の議論は経営者の利益調整という観点からあらためて検討する必要があると思われる。

いま1つは、BTDの情報内容を明らかにする必要があるという理由である。財務会計基準と税法計算規定の乖離がもたらす経営者の利益調整の問題は、BTDに関する情報を投資家に提供することによって解決できるという見解がある。米国ではBT Dに関する情報が経営者の利益調整を反映しているという証拠が複数報告されている。しかし日本ではBTDの情報内容に関する実証研究は皆無であり、財務会計基準と税法計算規定が乖離しつつある日本にとって、BTDの情報内容を明らかにすることは重要であると考えられる。

最後は、日本企業の会計実務に与える税務的配慮(tax consideration)の影響を評価する必要があるという理由である。従来、会計実務に与える税金の影響は、経営者が会計処理方法を選択する際に税金をどの程度考慮するのかという問題として米国を中心に分析が行われ、会計処理方法の選択に与える税金の影響の大きさが数多く指摘されてきた。日本でも同様の分析が行われたが、これらは米国の実証結果が日本でも妥当することを支持するものであり、日本企業と米国企業の税務的配慮の違いを明らかにするものではない。日本と米国には確定決算主義という会計制度の違いがあり、日本企業は確定決算主義があるために税務志向の会計実務になっているとしばしば指摘される。確定決算主義が会計実務にどのような影響を与えているのかという研究課題はいまだ明らかにされておらず、この観点からも日本企業のBTDの実態を分析し、米国の先行研究と比較する必要があると考えられる。

こうした問題意識を背景として、本論文は日本企業の会計実務の実態をBTDを利用して実証的に明らかにする。特に、財務会計と税務会計の関係、経営者のインセンティブ、株式市場の評価といった3つの視点に留意して分析を行う。

3. 財務会計基準と税法計算規定の変遷(第2章)

第2章では、財務会計基準と税法計算規定の史的変遷から両者の関係を分析し、確定決算主義の意義と問題点について考察した。その結果、財務会計基準と税法計算規定の歴史には2つの転機があったことが明らかになった。1つは両者を実質的に統合した1967年度税制改正であり、いま1つは両者を乖離させた1998年度税制改正である。

1967年度税制改正までの統合化の歴史を整理すると、次のようになる。1949年に企業会計原則が設定されて以来、企業会計原則による指導的調整が税法計算規定との間で実施された。1952年に公表された「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」及び1960年代前半に公表された「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」はいずれも企業会計原則の理念的・啓蒙的立場から税法計算規定を批判する内容であった。これに対して1966年に公表された「税法と企業会計との調整に関する意見書」は、税法計算規定の見直しを企業会計原則の立場から一方的に迫る強硬的なものではなく、税法の理論的背景を考慮した上で両者を調整する柔軟的なものであった。すなわち、税法理論の観点から財務会計基準と統合することができない差異はその存在を認めるべきであり、容易に調整可能な差異は税法計算規定が企業会計原則に歩み寄るべきであるというものであった。その結果、1967年度税制改正では「一般に公正妥当と認められる会計原則」に準拠した課税所得計算の実施が法人税法に規定され、財務会計基準と税法計算規定は実質的に統合した。

しかし1990年代後半になると、産業間・企業間における税負担の格差が問題となり、わが国の税制を抜本的に改正すべきであるという議論が起こった。1996年の税制調査会法人課税小委員会は「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という基本改革案を提案し、1998年度税制改正に反映されることになった。特に「課税ベースの拡大」では、引当金の縮小・廃止、減価償却方法の見直し、有価証券の評価における切放し低価法の廃止、収益及び費用の認識規準の画一化・厳格化などが実行された。その結果、財務会計基準と税法計算規定は乖離することになった。また税法理論を背景に税法計算規定が財務会計基準から乖離しようとする動きだけでなく、財務会計基準が税法計算規定から乖離しようとする動きも存在する。近年、国際的潮流を受け入れる形で日本に導入された新会計基準は企業が生み出す将来キャッシュ・フローを投資家が予測する上で有用となるように設定されおり、それに従った会計情報の測定には多くの見積もりを必要とするため、課税の公平性を第一とする税法の考え方から否定される。こうした要因も両者の乖離に拍車をかけていると考えられる。

このような史的変遷を踏まえた上で、財務会計基準と税法計算規定の関係に大きく影響する確定決算主義について、その意義と問題を考察した。確定決算主義は法人税法の中で規定されているわけではないため、論者によってその見解が異なる。そこで確定決算主義の定義を明らかにするために、その見解を2つの視点から整理した。1つは課税所得は商法が規定する手続に従って確定した決算に基づいて計算しなければならないとするものである。いま1つは財務諸表において特定の経理を行うことを要件に、税務上の損金算入や益金算入を認めるというものである。

さらに確定決算主義の意義と問題を考察するために、その廃止論と賛成論を対立的に示した。その結果、確定決算主義の廃止論は、主として財務会計に対する税法会計の介入、言い換えれば節税目的で財務会計数値がコントロールされる可能性を最大の焦点としていることがわかった。一方、確定決算主義の存続論は企業において適正な会計実務が実施されれば、財務会計に対する税務会計の介入は存在し得ないということを最大の主張としていることがわかった。

ただし確定決算主義を存続すべきであるという主張は、適正な期間利益の計算を目的とした会計実務を「適正な会計実務」として捉えており、会計基準の基礎概念として収益費用観を想定していると考えられる。しかし近年、資産負債観を基礎概念とする会計基準が導入されていることを考慮すると、存続論者が意図する「適正な会計実務」の前提は崩壊すると考えられる。また新しい会計基準の導入がたとえ税法理論の観点から容認されないものであっても申告調整を行えば確定決算主義を維持できるという主張は、もはや財務会計と税務会計の関係が分離独立型の調整方法に従っていることを意味するものであり、確定決算主義は実質的に形骸化していると考えられる。

4. 会計利益と課税所得の差額の実態(第3章)

第3章では、日本企業のBTDの実態とその決定因子を分析した。その結果、日本企業は米国企業と異なって、会計利益が課税所得を上回る形でBTD幅が拡大するグループと、会計利益が課税所得を下回る形でBTD幅が拡大するグループの2タイプが存在することが明らかとなった。ただしグループ別の企業数の割合を分析したところ、直近では会計利益が課税所得を上回るグループが全体の過半数を占めており、今後は米国と同じ方向でBTDが拡大する可能性があることを指摘した。

またBTDの決定因子について、会計発生高、タックス・プランニング、ガバナンス構造の観点から分析した。会計発生高に関連する変数の回帰係数は、すべてBTDと有意にプラスの関係があることがわかった。またタックス・プランニングに関連する変数の回帰係数も、すべてBTDと有意にプラスの関係があることが明らかとなった。他方、ガバナンス構造に関連する変数の回帰係数は、すべてBTDと有意にマイナスの関係があることがわかった。すなわち、BTDは単に計算方法の相違によるものだけでなく、税務申告コストや財務報告コストを考慮した経営者のインセンティブと密接に関連することが明らかとなった。

さらに経営者の会計政策と税務政策に対するポジションの相違を考慮するために、5つのグループにサンプルを分類して、グループ別の分析も行った。その結果、会計利益が課税所得を上回るグループに属する企業は会計政策に対してポジティブなポジション(利益捻出型の会計政策)を取っているのに対して、会計利益が課税所得を下回るグループに属する企業は会計政策に対してネガティブなポジション(利益圧縮型の会計政策)を取っていることが明らかとなった。税務政策に対してアクティブなポジションを取ったと考えられるグループとそれに対してパッシブなポジションを取ったと考えられるグループの間には特徴的な差異は発見されなかった。またガバナンス構造の観点から、会計利益が課税所得を上回るグループについては、BTDと外国人特株比率の間に有意にプラスの関係が確認され、外国人株主は経営者に対して利益増加の圧力をかけている可能性があることを指摘した。

さらに1998年度税制改正の影響も分析した。サンプル期間を1998年以前と1999年以降に分けて分析したところ、分析モデルの説明力は1999年以前に比べて1999年以降の方が高くなった。これはBTDが1999年以降に拡大し、その決定因子の大部分が会計発生高、タックス・プランニング、ガバナンス構造によって説明されることを示唆する。また1999年前後でBTDとその決定因子の関係に構造上の変化が生じていることを統計的に確認した。

5. 法人税等調整額と経営者の利益調整(第4章)

第4章では、税効果会計適用後の上場企業をサンプルとして、減益回避、損失回避、予想利益達成を目的とした経営者の利益調整を発見する上で、法人税等調整額と裁量的会計発生高のどちらが有効な情報となるのかを分析した。その結果、法人税等調整額は損失回避を目的とした利益調整を発見する場合しか有効な情報とならなかったが、裁量的会計発生高は、減益回避、損失回避、予想利益達成を目的とした経営者の利益調整の発見に有効であることが明らかとなった。

さらに経営者の利益調整のインセンティブを明らかにするために、法人税等調整額をその発生原因である繰延税金資産及び負債の変動額に分解して追加的な分析を行った。その結果、繰延税金資産及び負債の変動額は、損失回避と予想利益達成を目的とした利益調整の発見に有効であることが確認された。さらに繰延税金資産の変動額の回帰係数はいずれも有意にマイナスであり、繰延税金負債の変動額の回帰係数は予想利益達成の場合に限って有意にプラスであった。また裁量的会計発生高は、前の分析と同様、減益回避、損失回避、予想利益達成を目的としたすべての利益調整の発見に有効であることが確認された。繰延税金資産の変動額の回帰係数がマイナスということは、損失回避や予想利益達成を目的とした利益調整を行った経営者は繰延税金資産をあらたに積み立てるのではなく、その解消を優先させているということを意味する。つまり繰延税金資産は会計利益が課税所得を下回るような結果をもたらす会計処理を行ったときに主に発生するため、経営者は当該期間にそうした会計処理の選択を抑制していることになる。また繰延税金資産をあらたに積み立てていないということは、法人税等調整額それ自体を利益調整手段として利用する可能性を否定する。

他方、繰延税金負債の変動額の回帰係数がプラスということは繰延税金負債をあらたに積み立てているということを意味する。繰延税金負債は会計利益が課税所得を上回るような結果をもたらす会計処理を行ったときに主に発生するため、経営者は当該期間にそうした会計処理の選択を積極的に行ったことを示している。

これらの分析結果は、損益計算書から直接入手できる法人税等調整額の総額は損失回避の場合しか経営者の利益調整を反映しないことを示唆する。これは法人税等調整額の発生原因が多様であるにもかかわらず、現在の税効果会計基準ではそれらが同質的にしか扱われていないことに原因があると考えられる。すなわち、繰延税金資産の増加・減少によるものなのか、あるいは繰延税金負債の増加・減少によるものなのかを把握することができない。実際、予想利益達成の分析では法人税等調整額の総額は利益調整の発見に有効ではなかったが、繰延税金資産及び負債の変動額に分解するとその発見に有効な情報となった。

しかし法人税等調整額を繰延税金資産及び負債の変動額に分解しても、経営者の利益調整を発見する上でそれは裁量的会計発生高を上回る情報にはならないことも示した。これは第4章で取り扱った利益調整が利益捻出型であることに起因すると考えられる。第3章の分析結果に従えば、日本企業のBTDは会計利益が課税所得を上回る形で拡大するグループと会計利益が課税所得を下回る形で拡大するグループが併存しており、前者のグループは利益捻出型の会計政策と後者のグループは利益圧縮型の会計政策と関連づけられる。特に会計利益が課税所得を下回る企業のBTD幅は大きく、日本企業のBTDは利益捻出型よりも利益圧縮型の会計政策を発見する上で効果的である可能性がある。これを明らかにするため、続く第5章では企業の利益圧縮型の利益調整として保守的会計行動を取り上げ、これとBTDの関係を分析した。

6. 繰延税金資産と日本企業の保守的会計行動(第5章)

第5章では、繰延税金資産の多寡から企業の保守的会計行動を推定し、それが利益の持続性に与える影響を分析した。繰延税金資産が企業の保守的会計行動を補足する理由は次のとおりである。日本の会計制度は確定決算主義を採用しているため、原則的に会計利益と課税所得は連動する。ただし税法は租税回避防止の観点から課税所得を押し下げようというインセンティブに対して一定の制限を加える。引当金の損金算入限度額がその例である。したがって税法の制限を超過してまでも会計利益を低くしようとする行動は保守的会計行動であると考えられる。この保守的会計行動の結果、会計利益が課税所得を下回り、繰延税金資産が計上されることになる。

また繰延税金資産と利益の持続性の関係は次のように整理できる。会計利益は持続的な要因による部分と一時的な要因による部分から構成され、持続的な利益は企業の長期的な利益創出能力を表すとされる。企業の保守的会計行動による利益変動は一時的な要因であるため、仮に繰延税金資産が保守的会計行動を捉えるのであれば、繰延税金資産を利用して保守的会計行動が将来利益に与える影響を予測することができると考えられる。

分析の結果、繰延税金資産の大きい企業グループはそうではない企業グループよりも利益の持続性が低く、繰延税金資産は日本企業の保守的会計行動を捉えていると考えられる。しかも別の視点から企業の保守的会計行動の指標を開発した米国の先行研究は、その推定に膨大な財務データと複雑な統計処理を必要とするため実際的な手法にはなり得ないが、繰延税金資産は財務諸表から直接入手することができるため、一般的な投資家にとっても有効であると考えられる。

さらに株式市場がこのような繰延税金資産の情報内容を認識しているのか否かを明らかにするため、繰延税金資産と将来株式リターンの関係を分析した。株式市場がそれを認識していれば繰延税金資産を利用しても将来株式リターンを得ることができない(すなわち両者の間に有意な関係を見出せない)はずであり、他方、それをまだ認識していないならば繰延税金資産を利用して将来株式リターンを得ることができる(すなわち両者の間に有意にプラスの関係を見出せる)はずである。その結果、繰延税金資産と将来株式リターンの間には有意にマイナスの関係があることを発見した。これは繰延税金資産が企業の保守的会計行動を反映した情報であることを株式市場は認識しているにもかかわらず、保守的会計行動が将来の利益に与える影響をミスリーディングしていることを示していると考えられる。

7. 会計利益情報と課税所得情報の有用性(第6章)

第6章では、株式市場における課税所得情報の役割について実証分析を行った。まず会計利益と課税所得の情報内容分析では、1978年から2004年にかけて有効な分析結果を得られた25年間のうち、15年間は会計利益の有用性が課税所得のそれを上回り、残りの10年間は課税所得の有用性が会計利益のそれを上回るという結果を得た。ただし両者の回帰係数あるいは調整済決定係数の間にはそれほど差がないことが明らかになった。これは日本の場合、課税所得が確定決算主義に従って計算されることにより、両者の数値が近い数値をとるからであると考えられる。また米国で実施された同様の研究では1983年から一貫して会計利益の有用性が課税所得のそれを上回っているという結果を指摘しており、確定決算主義の存在が日米の分析結果の違いとしてあらわれたと考えられる。

また確定決算主義によって会計利益と関連づけられた課税所得は、会計利益と同じ情報内容を持つのか、それとも会計利益とは別の情報内容を含んでいるのか、ということを検証した。分析対象期間のすべてのサンプルをプールした分析では、課税所得には会計利益とは別の情報内容が含まれるという結果を得た。さらに回帰モデルの説明力は、回帰モデルに会計利益と課税所得の両方を加えた方が大きく改善することが明らかになった。また年次別データによる分析では、会計利益と課税所得の両方の回帰係数が有意な値となったのは、有効な分析結果を得られた25年間のうち14年間であった。特に、そのうちの10年間は1994年以降であり、会計利益と課税所得がそれぞれの目的に応じて独自の計算規定を多く盛り込むようになってきた時期と符合する。

さらに税効果会計によるボトムラインの補正の影響を考慮するために、税引前利益のかわりに税引後利益を利用して、同様の分析を行った。その結果、有効な分析結果が得られた24年間のうち、16年間は課税所得の説明力が会計利益のそれを上回っており、税引後をベースとした場合、会計利益よりもむしろ課税所得の方が有用性をもつと考えられる。ただし、2002年以降は一貫して会計利益の説明力が課税所得のそれを上回っており、近年の会計制度改革によって会計利益の有用性が回復しつつあると考えられる。また回帰モデルに会計利益と課税所得の両方を加えた分析では、有効な結果が得られた24年間のうち21年間について、会計利益も課税所得もゼロと有意に異なる回帰係数となった。特に税効果会計が導入された2000年以降も課税所得の増分情報内容は失われず、税効果会計によるボトムラインの補正の影響は限定的であることが明らかになった。

これらの分析結果は、わが国の会計制度に2つの示唆を与える。1つは時系列で分析して、会計利益は課税所得を上回る情報内容を提供していないということに関連している。税引前ベースでは両者の情報内容はほとんど変わらず、税引後ベースではむしろ課税所得の情報内容が会計利益のそれを上回る傾向にあった。これまで日本企業が会計処理方法の選択を決定する最大の要因は税法にあると考えられてきた。会計利益の有用性が課税所得のそれを上回らないという本章の結果は従来の日本企業の会計実務に対する指摘を支持するものであり、逆説的に捉えれば、会計利益がこれまで投資家の意思決定に資する情報内容を十分に提供することができなかったことを裏付けているとも考えられる。ただし2002年以降は税引前ベースでも税引後ベースでも会計利益の有用性が課税所得のそれを一貫して上回っており、徐々に会計利益の有用性が改善されつつあると考えられる。

いま1つは、会計利益と課税所得の有用性は同じ程度であるが、それぞれがもつ情報内容は異なり、課税所得情報は株式市場において会計利益とは別の役割を果たしている可能性があるということである。さらに会計利益と課税所得の乖離をボトムラインベースで補正する税効果会計の影響を考慮しても、課税所得の増分情報内容を確認できることが明らかとなった。近年の株式市場における課税所得情報の重要性の高ま

りは、1990年代後半からの会計利益と課税所得の乖離に原因があると考えられる。しかもその乖離は税効果会計の導入によっても完全には解消されないことが明らかとなった。

8. 本論文の結論(第7章)

本論文の目的は、日本企業の会計実務の実態をBTDを利用して実証的に明らかにすることにあった。さらに検証すべき課題として、財務会計と税務会計の関係、経営者のインセンティブ、株式市場の評価といった3つの個別論点を取り上げた。これら個別論点にそって各章の分析結果を整理し、本論文の結論を導出する。

まず財務会計と税務会計の関係はどうか。本論文では財務会計と税務会計の関係を制度面と実態面に区分して分析した。制度面から分析した第2章の分析結果は、従来、財務会計基準と税法計算基準は統合に向けて調整を行ってきたが、1998年度税制改正が転機となって現在は乖離しつつあることを明らかにした。また企業の会計実務を表す実態面は、第3章のBTDの平均値の時系列推移から把握することができる。1998年以前のBTDは平均してほぼゼロであったが、1999年以降のBTDは会計利益が課税所得を上回る形でBTD幅が拡大するグループと、会計利益が課税所得を下回る形でBTD幅が拡大するグループと、会計利益が課税所得を下回る形でBTD幅が拡大するグループの2タイプが存在した。したがって制度面からも実態面からも1998年度税制改正を転機として会計利益と課税所得(あるいは財務会計基準と税法計算規定)に差異が生じていることが明らかとなった。こうした事実から、かつて日本の会計制度の基盤として機能してきた確定決算主義が既に形骸化していることを指摘することができる。

次に経営者のインセンティブはどうだろうか。財務会計と税務会計の関係に関する制度面からの分析では、財務会計基準と税法計算基準の異同が会計利益と課税所得に差異をもたらすことを指摘した。しかし第3章のBTDの決定因子に関する分析結果は、BTDが単に計算方法の違いによるものだけでなく、経営者のインセンティブと密接に関わっていることを示した。BTDに反映される経営者のインセンティブには、会計政策に関するものと税務政策に関するものが含まれる。第3章では両者を区分して分析したところ、BTDは税務政策よりも会計政策に対するインセンティブを色濃く反映することがわかった。さらに会計政策に対する経営者のインセンティブとBTDの関係を明らかにするために、第4章では利益捻出型の会計政策とBTDの関係を分析し、また第5章では利益圧縮型の会計政策とBTDの関係を分析した。その結果、BTDに関する情報は利益捻出型及び利益圧縮型の会計政策を反映しているが、特に日本企業では利益捻出型よりも利益圧縮型の会計政策の発見に有効である可能性が高いことを指摘した。このようにBTDは経営者の会計実務に対する姿勢、すなわち経営者によって作成される会計情報が信頼できるものか否かについて財務諸表利用者に有用な情報を提供することになる。

こうしたBTDの有用性は株式市場の観点からも指摘できる。第6章では会計利益と課税所得に対する株式市場の評価をそれぞれ分析した。その結果、時系列で会計利益は課税所得を上回る情報内容を提供していないことが明らかになった。税引前ベースでは両者の情報内容はほとんど変わらず、税効果会計適用後の税引後ベースではむしろ課税所得の情報内容が会計利益のそれを上回る傾向にあった。しかし会計利益と課税所得の有用性は同じ程度であるが、それぞれがもつ情報内容は異なり、課税所得情報は株式市場において会計利益とは別の役割を果たす可能性があることを指摘した。さらに会計利益と課税所得の乖離をボトムラインベースで補正する税効果会計の影響を考慮しても、課税所得の増分情報内容、すなわちBTDの情報内容を確認できることが明らかとなった。では株式市場はBTDをどのように利用しているのだろうか。第4章では企業の保守的会計行動をあらわす指標としてのBTDの利用可能性を指摘し、それに対する株式市場の評価を分析した。その結果、株式市場は税効果会計情報を通じて企業の保守的会計行動が将来の会計利益に与える影響を評価しているが、その影響度の見積もりを正確に測定できていない可能性があることが明らかになった。

以上をまとめると、本論文の結論は次のように要約される。財務会計と税務会計の関係は乖離の方向で展開しており、確定決算主義は実質的に形骸化している。そうした状況ではBTDが財務諸表利用者にとって重要な情報内容を持つことになる。特に経営者の利益調整行動や保守的会計行動をあらわす指標として利用可能である。BTDが持つ情報内容は税効果会計情報を通じて既に株式市場に織り込まれているが、それが将来の会計利益に与える影響などは正確に把握できていない可能性があり、今後は税効果会計情報の充実化がいっそう求められることになる。